

第2節 東北防衛局の被災状況

1 職員及び職員の家族の状況

平成23年3月11日（金）14時46分、東北地方太平洋沖地震発生後、当局は、「東北防衛局における非常勤務等に関する規則」（以下「非常勤務等規則」という）¹に基づき、各課単位で職員及び職員の家族の安否確認を行った。

職員の安否確認は、地震発生が平日の勤務時間中であつたことから、一部の出張者及び休暇中の職員を除き、職場において直接、安否の確認が可能であつたこともあり、地震発生当日の21時に職員全員の無事が確認できた。他方で職員の家族の安否確認は、地震直後から、一般電話が繋がらなくなり、携帯電話も通話及びメール機能に障害が発生したため多くの時間を要することとなった。そのため、家族の安否が確認できない職員や被災した家族がいる職員に対して、その搜索を優先させ、早めに帰宅させる措置を執つた。

しかしながら、職員の帰宅については、地震発生当日、徒歩等で帰宅可能な職場近傍に住む職員は帰宅することができたが、地震の影響により公共交通機関が全面

ストップ、道路も渋滞となつたため、公共交通機関、マイカーで通勤している当局職員の多くは帰宅が困難な状態となり、発災当日はほとんどの職員が局に宿泊せざるを得ない状況となった。そのような状況下、職員とその家族の多くは安否の確認がとれないまま不安な一夜を過ごすこととなった。

なお、最終的に職員の家族全員の安否が確認できたのは4月6日（水）であつた。



庁舎から見た国道45号線の渋滞の様子

2 仙台第3合同庁舎の状況

当局は、地上10階、地下2階建ての仙台第3合同庁舎に入居している。

仙台第3合同庁舎は免震構造となっており、地震による共震を避け振動を軽減しようとする仕組みとなっているものの地震時は大きな横揺れが数分間にわたり続い



天井のボードが壊れた箇所（地下1階）

た。この地震の影響により仙台第3合同庁舎内の天井の一部や外構にひび割れが生じた。

庁舎内は免震構造の特性ゆえ、横揺れ時間が長く、横揺れ幅も大きかったが、幸いにして書庫や書庫内に保管されているファイル等の崩れはなく、職員の怪我等の発生もなかった。

しかしながら、地震発生直後は庁舎内が停電し、異常を知らせるオレンジ色の非常灯が点灯した。加えて、都市ガスが供給停止となり、庁舎内の暖房運転が停止した。この状況から、庁舎内の室温が低下し寒さを凌ぐために昼夜問わず防寒着を着用しながら業務を行うこととなった。

また、仙台第3合同庁舎周辺の水道は断水となったが、庁舎内は幸いにして高架水槽内の貯水を配水されることになったものの、庁舎管理者からは節水の指示が出

¹ 「東北防衛局における非常勤務等に関する規則」とは、緊急事態が発生した際に東北防衛局において非常勤務態勢、対策本部の設置など適切な措置が速やかに図れるよう必要な事項を定めた規則。

された。

通信手段については、非常時優先電話を除きNTTの一般電話回線が非常に繋がりにくく、携帯電話においても通話及びメールが繋がりにくい状況となった。地震発生後、唯一残されている通信手段は自衛隊の専用線だけ

となり、当局と防衛省本省及び東北方面総監部等との連絡が維持された。

これらのライフラインは、3月13日(日)に商用電力が復旧して以降、3月22日(火)に水道の使用制限の解除、3月30日(水)に暖房に係るガス、4月14日(木)に給湯に係るガスの復旧と順次回復していった。

		3. 11	第1週～第2週	第3週～第4週	第5週～第6週	第7週～
ライフライン	電気	3/13復旧(対策本部のみ予備電源で運用)				
	ガス	3/30暖房復旧			4/14庁舎内のガス全面復旧	
	水道	3/22節水解除			余震に伴う一部断水	
職員の食事	α米半分/1食、部隊缶飯	炊き出し(出張調達、支援物資)	炊き出し(支援物資、近傍調達)			

ライフラインの復旧状況(発生から第7週)

3 職員の勤務環境全般

東北地方太平洋沖地震発生直後の15時、当局は、「非常勤務等規則」に基づき、緊急事態等に対応するために「東北防衛局緊急事態等対策本部」(以下「東北局対策本部」という)を立ち上げた。

しかし、地震発生直後から、仙台第3合同庁舎内は停電となり、電気も通じない厳しい状況の中で、東北局対策本部は同庁舎6階の当直室に開設されることになる。

喫緊の業務として、この巨大な地震による被害状況の情報収集を行うこととなったが、停電という状況の下で、テレビからの情報も入らず、また、本省や他局等から情報交換しようにも局OAネットワーク用のサーバ等もダウンして使用不能の状況に陥っていった。

一方、東北局対策本部以外の執務室については、商用



地震発生当日の対策本部の状況

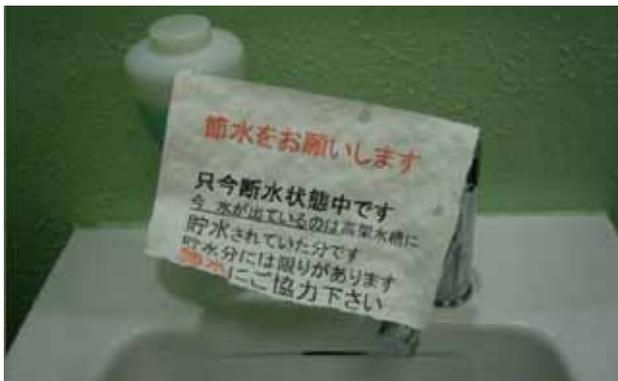
電力の復旧が地震発生から2日後の3月13日(日)であったため、その間、パソコン等を使用しての通常業務を実施することは不可能であった。職員は、年度末という繁忙な時期において業務が集中することに加え、これまで当然のようにパソコンを使用して業務を行っていたので、手書きによる資料等の作成に当たっては、当初、戸惑いと不便さを極めることになった。

仙台第3合同庁舎内のガスの復旧は半月以上の時間を要し、ライフラインの中で最も復旧に時間がかかった。その間、地震発生当初の時期は底冷えもあり、防寒着と支給されたわずかな毛布だけでは寒さを凌ぐことができず、日中は業務に集中できない状態であった。また、職場に宿泊せざるを得ない職員にとっては十分な休養を取ることができる環境ではなかった。

仙台第3合同庁舎内の断水に伴う高架水槽の使用制限は地震発生から11日間続いた。その間はトイレの水洗の使用制限があり、決して衛生的な環境ではなかった。

地震発生後、震災対応業務を開始するに当たって、当局内に東北局対策本部が設置され第3種非常勤務態勢²が発令されたことから、職員は所属する部署の恒常業務と震災対応業務の双方を実施することとなり、恒常業務

² 「第3種非常勤務態勢」とは、東北6県で震度6強以上の大規模地震が発生し重大な被害が生じた場合などで、全職員で対応する態勢をいう。
「第2種非常勤務態勢」とは、東北6県で震度6弱の地震が発生した場合などで、非常勤務に指定された職員で対応する態勢をいう。
「第1種非常勤務態勢」とは、地震警報発令時など大規模災害が予想される場合などで、情報収集等を行う態勢をいう。



断水となり節水を呼びかける張り紙

については各課長の判断により継続すべき業務を縮小しながら対応することとなった。

東北局対策本部内に設置された各班においては、第3種非常勤務態勢下での活動の長期化に伴い、東北局対策本部勤務者と通常業務勤務者の各活動をローテーションによる管理とし、職員が一方の業務に集中しないよう配慮した。また、地震発生から5日後に東北方面総監部の



仙台駐屯地の浴場で5日ぶりの入浴

入浴支援を受けるなど、極力疲労を残さない体制をとった。

食糧の支給については、会計課が局内に備蓄されていた食糧を地震発生当日に支給したものの、局内の食糧の備蓄について、長期間の震災対応に耐えうるほど豊富ではないため早期に底をつくことが予想された。また、地震発生以降においては仙台市内も被災していたことから店舗等の営業が停止され購入ができない状態となり食糧が不足するとの判断から、3月11日（金）に東北方面総監部に対し食糧の配布を依頼した。同日に東北方面総監部から食糧100食を受領したものの、翌々日の3月13日（日）には追加の食糧配付は不可能との連絡を受けた。

このため、会計課は東北局対策本部及び恒常業務において活動する職員の食糧確保のため、他県において食糧調達を実施し、山形県山形市において精米、缶詰、カップ麺を調達することができた。また、本省会計課の協力の下、精米や飲料水等の中央調達を実施することができたが、中央調達後の仙台市内での納品は地震の影響で不可能であったため、岩手県滝沢村や宮城県大河原町において納品及び受領することとなった。

これらの調達の努力により食糧不足は回避されたものの、食事メニューについては数日間、白米やカップラーメンのみとなり栄養バランスの取れた食事とは言い難かった。

地震発生直後における局での宿泊においては、宿泊者に配布する毛布が不足したため、3月11日（金）には東北方面総監部に対し毛布の支援依頼を行い、100枚借用することができた。しかしながら、その枚数をもってしても職員全員には行き渡らず、職員の多くは床下の寒さを凌ぐため執務室内の床にダンボールを敷くなどして、体を休める程度しかできなかった。

このように寒さ対策が十分にできていない状況を改善するためにも、早急に毛布の追加支給が求められたことから、本省に毛布の支援を要請したところ、3月18日（金）に本省から250枚の毛布を受領し職員に配布した。



床に段ボールと毛布を敷いて寒さを凌いだ